

# 別 表 1

番号	1
事務・事業の名称	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務
法令の特例措置（当該措置の実施に伴い講ずる措置を含む。以下別表 1 において同じ。）の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護法第 49 条の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 24 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院等の指定</li> <li>2 生活保護法第 49 条の 3 の規定による 1 の病院等に係る指定の更新</li> <li>3 生活保護法第 50 条の 2 の規定による 1 の病院等に係る変更等の届出の受理</li> <li>4 生活保護法第 51 条第 2 項の規定による 1 の病院等に係る指定の取消し</li> <li>5 生活保護法第 55 条の 3 の規定による 1 の病院等に係る告示</li> <li>6 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 10 条第 1 項の規定による 1 の病院等に係る指定の申請書の受理</li> <li>7 生活保護法施行規則第 10 条第 3 項の規定による 1 の病院等に係る指定の更新の申請書の受理</li> <li>8 生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の病院等に係る処分を受けた旨の届出の受理</li> <li>9 生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の病院等に係る指定の辞退の申出の受理</li> </ol>
関係省庁	厚生労働省

番号	2
事務・事業の名称	生活保護法第54条の2第1項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護法第54条の2第1項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第24条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定</li> <li>2 生活保護法第54条の2第5項の規定において準用する同法第50条の2の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る変更等の届出の受理</li> <li>3 生活保護法第54条の2第5項の規定において準用する同法第51条第2項の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の取消し</li> <li>4 生活保護法第55条の3の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る告示</li> <li>5 生活保護法施行規則第10条の6第1項の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の申請書の受理</li> <li>6 生活保護法施行規則第14条第3項に規定する1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る処分を受けた旨の届出の受理</li> <li>7 生活保護法施行規則第15条に規定する1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の辞退の申出の受理</li> </ol>
関係省庁	厚生労働省

番号	3
事務・事業の名称	商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可及び同法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、経済産業大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工会議所法第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可</li> <li>2 商工会議所法第 46 条第 4 項の規定において準用する同法第 27 条第 3 項の関係市町村長の意見の聴取</li> <li>3 上記 1 の定款の変更の認可に関する商工会議所法第 46 条第 4 項及び第 60 条第 4 項の規定において準用する同法第 28 条の認可又は不認可の通知</li> <li>4 商工会議所法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可</li> <li>5 商工会議所法第 46 条第 2 項及び商工会議所法施行規則（昭和 28 年通商産業省令第 52 号）第 6 条第 1 項の規定による 1 の商工会議所の定款の変更の認可の申請書の受理</li> <li>6 商工会議所法第 60 条第 2 項及び商工会議所法施行規則第 8 条の規定による商工会議所の解散の認可の申請書（様式については、同規則様式第 7 の特例を講ずる。）の受理</li> </ol>
関係省庁	経済産業省

番号	4
事務・事業の名称	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 37 条第 1 項の規定による危険猟法（ケタミン及びその塩類、キシラジン及びその塩類又はメデトミジン及びその塩類を使用する猟法に限る。）の許可に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、環境大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 1 項及び第 3 項の規定による危険猟法（麻酔の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可</li> <li>2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 2 項の規定による 1 の許可に係る申請の受理</li> <li>3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 4 項の規定による 1 の許可に係る有効期間の設定</li> <li>4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 5 項の規定による 1 の許可に係る条件の付与</li> <li>5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 6 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証（様式については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）様式第 15 号の特例を講ずる。）の交付</li> <li>6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 7 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の再交付</li> <li>7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 9 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理</li> <li>8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 10 項の規定による 1 の許可に係る必要な措置の命令</li> <li>9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 11 項の規定による 1 の許可に係る許可の取消し</li> <li>10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 項の規定による 1 の許可に係る申請書の受理</li> <li>11 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</li> </ol>

	<p>第 46 条第 2 項の規定による 1 の許可に係る必要と認める書類の提出要求</p> <p>12 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第 46 条第 4 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の再交付の申請書の受理</p> <p>13 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第 46 条第 5 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の氏名又は住所の変更の届出の受理</p> <p>14 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第 46 条第 6 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の亡失の届出の受理</p> <p>15 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第 46 条第 7 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理</p>
関係省庁	環境省

番号	5
事務・事業の名称	学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項の規定による届出に関する事務で同項第 3 号に掲げる場合（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人が設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係る変更の場合に限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	特定広域団体が学校教育法施行令第 26 条第 1 項の規定による文部科学大臣への学則の変更（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人の設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係るものに限る。）の届出に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、当該学則の変更については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 5 条第 1 項に規定する届出の対象となる「学則の変更」から除外することとし、文部科学大臣への届出を不要とする。
関係省庁	文部科学省、厚生労働省

番号	6
事務・事業の名称	水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 14 条第 1 項及び第 4 項に規定する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 1 項に規定する特定水源水道事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれるものに限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による特定水源水道事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道法第 6 条第 1 項の規定による水道事業の認可</li> <li>2 水道法第 7 条第 1 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の受理</li> <li>3 水道法第 7 条第 3 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</li> <li>4 水道法第 9 条第 1 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の附与</li> <li>5 水道法第 10 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る変更の認可</li> <li>6 水道法第 10 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る軽微な変更の届出の受理</li> <li>7 水道法第 11 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る水道事業の休止又は廃止の許可</li> <li>8 水道法第 11 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る水道事業の譲渡による廃止の届出の受理</li> <li>9 水道法第 13 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る給水開始前の届出の受理</li> <li>10 水道法第 14 条第 5 項の規定による 1 の認可に係る料金の変更の届出の受理</li> <li>11 水道法第 14 条第 6 項及び第 7 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可</li> </ol>



- 12 水道法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理
- 13 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し
- 14 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理
- 15 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与
- 16 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示
- 17 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告
- 18 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令
- 19 水道法第 38 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令
- 20 水道法第 38 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更
- 21 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査
- 22 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告
- 23 水道法第 42 条第 1 項の規定による地方公共団体による買収の認可（特定広域団体が当事者である場合を除く。）
- 24 水道法第 42 条第 3 項の規定による地方公共団体による買収に係る裁定（特定広域団体が当事者である場合を除く。）

(※) 22 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業であつて給水人口が 5 万人を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業であつて給水人口が 250 万人を超えるものに関するもの、22 の事務にあつては、

- 1) 給水人口の合計が 250 万人を超える 2 以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）間
- 2) 給水人口が 250 万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）と水道用水供給事業者との間
- 3) 水道事業者と 1 日最大給水量が 125 万 $m^3$ を超える水道用水供

	<p>給事業者との間</p> <p>に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業に関するものに限る。）及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業（給水人口が5万人を超えるものに限る。）に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。</p>
関係省庁	厚生労働省

番号	7
事務・事業の名称	水道法施行令第14条第2項及び第4項に規定する水道法の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第2項に規定する水道用水供給事業（同法第3条第12項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれる同条第5項に規定する水道事業者に対してのみその用水を供給するものに限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による水道用水供給事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成21年4月1日より前である場合には、平成21年4月1日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道法第26条の規定による水道用水供給事業の認可</li> <li>2 水道法第27条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る申請の受理</li> <li>3 水道法第27条第3項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</li> <li>4 水道法第29条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与</li> <li>5 水道法第30条第1項の規定による1の認可に係る変更の認可</li> <li>6 水道法第30条第3項の規定による1の認可に係る軽微な変更の届出の受理</li> <li>7 水道法第31条において準用する同法第11条第1項の規定による1の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可</li> <li>8 水道法第31条において準用する同法第11条第3項の規定による1の認可に係る水道用水供給事業の譲渡による廃止の届出の受理</li> <li>9 水道法第31条において準用する同法第13条第1項の規定による1の認可に係る給水開始前の届出の受理</li> <li>10 水道法第31条において準用する同法第24条の3第2項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理</li> <li>11 水道法第35条第1項の規定による1の認可の取消し</li> </ol>

	<p>12 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分 の要求の受理</p> <p>13 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る 弁明の機会の付与</p> <p>14 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善 の指示</p> <p>15 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理 者の変更の勧告</p> <p>16 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>17 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及 び立入検査</p> <p>18 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> <p>(※) 18 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成 した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者はその用水を供給 する水道用水供給事業にあつては 1 日最大給水量が 2 万 5 千 m<sup>3</sup> を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した 一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者はその用水を供給 する水道用水供給事業にあつては 1 日最大給水量が 125 万 m<sup>3</sup> を超 えるものに関するもの、18 の事務にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1 日最大給水量の合計が 125 万 m<sup>3</sup> を超える 2 以上の水道用水 供給事業者間</li> <li>2) 給水人口が 250 万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を 経営する者に限る。）と水道用水供給事業者との間</li> <li>3) 水道事業者と 1 日最大給水量が 125 万 m<sup>3</sup> を超える水道用水供 給事業者との間</li> </ol> <p>に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の 特定広域団体の区域に含まれる水道事業者はその用水を供給する 水道用水供給事業に関するものに限る。）及び給水区域の一部が当 該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者に その用水を供給する水道用水供給事業（1 日最大給水量が 2 万 5 千 m<sup>3</sup> を超えるものに限る。）に関するものは、引き続き厚生労働大臣 が当該事務を行う。</p>
関係省庁	厚生労働省